

## 一般の金融機関が行う金融の補完の確保のための基本的な対応について

本行は、株式会社国際協力銀行法第一条に規定される、一般の金融機関が行う金融の補完（以下「民業補完」という。）の趣旨を踏まえ、以下の対応を行う。

1. 本行は、融資にあたっては、民間金融機関との協調融資を原則とする。
2. 本行は、個別案件の検討にあたっては、早い段階で民間金融機関と意見交換を行い、本行融資による支援の必要性について確認を行う。
3. 本行は、円滑な協融組成を行うため、輸出者、本邦スポンサー、借入人等の意向も踏まえながら、国際金融の市場慣行を尊重しつつ融資条件の設定を行い、必要に応じ保証等の機能を活用する。
4. 本行は、本行が有する公的ステータス及び外国政府・政府機関、国際機関との海外ネットワーク等を活用し、案件形成において交渉力を発揮するよう努め、環境審査関連等の情報提供や、カントリーリスクに係る意見交換等を通じたナレッジ、ノウハウの分野での民間金融機関との協力も適切に行う。
5. 本行は、民間金融機関との間での協議を通じ、本行の民業補完の在り方及びその具体的方策について不断の見直しを行う。

以 上